

船舶事故調査報告書

平成21年10月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 長 後 藤 昇 弘
委員 楠 木 行 雄
委員 横 山 鐵 男（部会長）
委員 山 本 哲 也
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年3月19日 05時50分ごろ
発生場所	京都府経ヶ岬灯台北東方約8.6海里 (概位 北緯35°54′ 東経135°18′)
事故調査の経過	平成21年4月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{こうしん} 光進丸、14.94トン KT2-1056（漁船登録番号）、個人所有 21.38m×3.48m×1.16m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和55年3月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許年月日 昭和49年8月6日 免許証交付日 平成20年5月13日 (平成26年1月29日まで有効) 乗組員A 男性 42歳 操縦免許証等なし 健康証明書 平成20年7月8日合格
死傷者等	死亡 1人（乗組員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成21年3月19日00時ごろ、船長ほか4人が乗り組み、底引き網漁業の目的で、京都府舞鶴漁港を出港し、02時30分ごろ、経ヶ岬北東8海里付近の漁場に到着して操業を行った。 船長は、操舵室において操業の指揮をとり、05時40分ごろ、2回目の揚網作業に取りかかるため、機関を中立運転とし、船首両舷のロープリーダー付近に乗組員各1人、操舵室左舷側壁のウインチドラム付近に乗組員1人を、操舵室右舷側壁のウインチドラムに乗組員Aを配置し、えい網ロープの巻き取りを開始した。 ウインチドラムは、同ドラム後方の側壁に、正転、停止、逆転の操作を行う操作レバーが設置されていた。 05時50分ごろ、間もなく船首水面に網が揚がろうとしていたとき、船長は、操舵室右舷側からウインチドラムのクラッチを切り替えるような「バタンバタン」という音を聞き、右舷舷側へ赴いたところ、乗組員

	<p>Aが倒れているのを発見した。</p> <p>倒れていた乗組員Aは、右腕を切断し、意識がなかった。</p> <p>ウインチドラムの操作レバーは、停止の位置にあり、後方に送り出されるはずのロープが重なり合っ同ドラムに巻きついた状態であった。</p> <p>船長は、自宅にいる家族と海上保安庁に事故の通報を行い、操業を中止して帰途についた。</p> <p>08時30分ごろ、本船は、海上保安官と救急車が待機する舞鶴漁港に入港し、乗組員Aが既に心肺停止状態であると確認され、後刻、死因は、脊髄断裂、大動脈損傷及び下大静脈の損傷による失血で即死と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
その他の事項	<p>本事故を目撃した乗組員はいなかった。</p> <p>死亡した乗組員Aは、本船で同種の作業経験が約10年あり、ベテランであった。</p> <p>乗組員Aは、上下の雨具、手袋、長靴、帽子を着用していたが、保護帽、作業用救命衣を着用していなかった。</p> <p>ウインチドラムには、不具合がなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>死因は、脊髄断裂、大動脈損傷及び下大静脈の損傷による失血であった。</p> <p>乗組員Aは、えい網ロープを巻き揚げ作業中、同ロープとウインチドラムとの間に巻き込まれたと考えられるが、その理由を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が京都府経ヶ岬北東沖において、えい網ロープを巻き揚げ作業中、乗組員Aが、同ロープとウインチドラムとの間に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>	